

## 柏崎市養育支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、多胎により出生した乳幼児を有する、又は身体的・精神的事情等により児童の養育が困難な家庭の子育てを支援するため、一定期間について家事援助サービス利用料の一部を助成する柏崎市養育支援事業（以下「養育支援事業」という。）を実施することにより、児童の養育及び家事に係る保護者の負担軽減を図り、乳幼児の健全な育成及び児童虐待の防止に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 養育支援事業を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 多胎により出生した乳幼児を養育する者
- (2) 身体的・精神的事情等により児童の養育が困難な者

### (家事援助サービスの内容)

第3条 養育支援事業で利用できる家事援助サービスは、次のとおりとする。

- (1) 食事の準備及び片付け、生活必需品の購入、居室の掃除、衣類の洗濯等の家事に関する援助
- (2) 保護者同席で行う授乳、おむつ交換、もく浴介助等の当該乳幼児及び兄弟の保育に関する援助
- (3) 当該乳幼児及び兄弟等の健康診査、予防接種等を受ける際の付添い等の援助
- (4) 体調が不十分な母親の援助、関係機関への連絡等の援助

2 前項各号に掲げる家事援助サービスが営利事業に関係すること等のおそれがあると認めるときは、養育支援事業を実施しない。

### (利用助成の基準)

第4条 市長は、家事援助サービスの利用料のうち、1時間当たり300円の実費負担額を除く額を助成するものとし、助成基準は以下のとおりとする。

- (1) 利用時間は、1日1回2時間以内とする。
- (2) 利用回数は、1年24回以内とする。

### (利用助成の申請)

第5条 養育支援事業の利用を希望する助成対象者は、柏崎市養育支援事業利用助成申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、別記養育支援認定基準により審査を行い、基準を満たした申請者に対し、柏崎市養育支援事業利用助成対象認定証（別記第2号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

### (事業の実施方法)

第6条 家事援助サービスの提供は、市長と協定を締結した事業者（以下「サービス提供者」という。）が行うものとする。

2 認定証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、家事援助サービスを利用するときは、1時間当たり300円の実費負担額をサービス提供者に支払うものとする。

3 サービス提供者は、毎月の末日に養育支援事業の実施状況をまとめ、柏崎市養育支援事業実施報告書(別記第3号様式)を市長に報告するとともに、柏崎市養育支援事業請求書(別記第4号様式)により市長が助成すべき額を請求するものとする。  
(認定証の提示)

第7条 利用者は、助成対象サービスを利用するときには、サービス提供者に認定証を提示しなければならない。

(助成費の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱に基づく助成を受けた者に当該助成の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(全部改正)

## 別記

### 養育支援認定基準

下記の事情により児童の養育に支障を来している、又は支障を来すおそれがある場合支援認定を行うこととする。

- 1 双子、三つ子等の多胎児を養育する上で、日中の家事や育児等が困難な場合。
- 2 保護者が身体的又は精神的病気等で家事等を十分行えない場合。
- 3 保護者が養育を怠慢又は放棄している場合。
- 4 虐待ケース検討会議において支援が必要と認めた場合。
- 5 その他、諸事情により児童の養育に支障を来している、あるいは支障を来すおそれがある場合。